

放送事業者と番組製作会社が共同で  
「放送コンテンツ適正取引推進協議会」  
を設立しました。

2017年10月10日

放送コンテンツ適正取引推進協議会

# 1. はじめに

- 日本では、地上放送とともに衛星放送やケーブルテレビといったメディアの多様化と多チャンネル化が進展し、放送が国民生活や産業の基盤となっています。
- 総務省の公表資料によると、2015年の日本における映像コンテンツの流通量は1,762億時間とされ、地上テレビ、衛星放送・ケーブルテレビを合わせたテレビ番組が、そのうち93%を占めるとされています。
- また、映像系、テキスト系、音声系を合わせた日本のコンテンツの市場規模は、2015年で11兆5,000億円余りで、そのうち、地上テレビ番組が全体の44%、衛星放送・ケーブルテレビは8%を占め、合わせると全体の半分以上を超えています。
- さらに、最近では、国内ばかりではなく、放送コンテンツの海外展開を通じて、日本の農林水産品を含む地域産品・サービスの輸出拡大や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果も期待されています。

# 1.はじめに

(続き)

- こうした状況のもと、本年7月に公表された情報通信審議会「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」中間答申をはじめ、各方面で指摘されるとおり、放送コンテンツの二次利用の進展に対応するためにも、放送コンテンツの適正な製作取引の確保がいっそう重要となることは言うまでもありません。
- (一社)日本民間放送連盟、日本放送協会、(一社)衛星放送協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(一社)全日本テレビ番組製作社連盟、(一社)全国地域映像団体協議会、(一社)日本動画協会は、放送事業者側、番組製作者側それぞれの主要団体として、民間主体の対話・情報共有の場が必要との共通認識のもと、学識経験者の参加と総務省の支援を得て、本年6月に「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を設立しました。
- 協議会では、今後、「推進計画」に沿って、発注側と受注側の双方の構成団体が力を合わせて、法令等の業界全体への浸透に向けた取り組みを進めてまいります。

# 2. 放送コンテンツ適正取引推進協議会の概要

## 1. 目的

協議会は、放送事業者とテレビ番組制作者の各業界団体と関係企業の情報共有を促進することにより、下請法等関係法令および、総務省策定の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の周知・啓発を図ることを目的とする。

## 2. 活動内容

- (1) 業界全体へのガイドライン等の普及・浸透
- (2) 推進計画の策定
- (3) 研修教材等の開発・提供、説明会の実施
- (4) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整
- (5) ベストプラクティスの収集・共有
- (6) 推進計画のフォローアップ

## 3. 構成員会名簿

### 【学識経験者】

青山学院大学 総合文化政策学部 教授 内山 隆

### 【放送事業者団体】

一般社団法人 日本民間放送連盟 下請法等適正取引推進部会主査 加藤 浩丈

一般社団法人 日本民間放送連盟 下請法等適正取引推進部会副主査 西牟田理奈

日本放送協会 編成局計画管理部専任部長 江口 貴之

一般社団法人 衛星放送協会 倫理委員会委員長 鮫島 慎司

一般社団法人 衛星放送協会 倫理委員会副委員長 山口 純也

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 権利・法令遵守委員会 須田 真司

著作権ワーキンググループ主査

### 【番組製作会社団体】

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 理事・メディアセンター長 清水 哲也

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 メディアセンター執行理事 下温湯 健

一般社団法人 全国地域映像団体協議会 理事長 遠藤 誠

一般社団法人 日本動画協会 理事・著作権委員会委員長 宮下 令文

一般社団法人 日本動画協会 著作権委員会副委員長 笹平 直敬

### 【オブザーバー】

総務省 情報流通行政局情報通信作品振興課長 豊嶋 基暢

## 4. 事務局

一般社団法人 日本民間放送連盟

一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟

## 5. これまでの経過

平成29年

6月27日 設立総会

9月19日 第1回構成員会

# 3. 平成29年度の推進計画について

## (1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み

(取組み事項)

- 構成団体傘下の事業者等の全体で法令やガイドライン等(以下、ガイドライン等)を普及させるための啓発活動を推進する。
  - 協議会には放送事業者、番組製作会社、双方の主要な団体が参加しています。そのメリットを生かし、下請法や独占禁止法などの関係法令と、総務省の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を構成団体傘下の事業者等の全体に普及させるための活動を始めていきます。
- ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図る。
  - ガイドライン等が遵守され、適切に履行されるためには、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化が図られることが重要です。協議会の各構成団体では、そうした認識のもとで傘下の事業者等にガイドライン等の周知を図ってまいります。
- 構成団体傘下の事業者等ではない総務省フォローアップ調査の対象事業者に対しても広く同調査を周知し、回答率の向上を図る。
  - 毎年度実施される総務省のフォローアップ調査の結果は、放送事業者、番組製作会社の双方にとって、それぞれの業界内でのガイドライン等の認知度や法令等の遵守、履行の状況が的確に把握できる、有用な情報といえます。
  - その一方で、仮に、各事業者が調査への回答を行う際に、ガイドライン等の内容を正しく理解しておらず、設問に対して正確に回答できない場合には、回答の精度が確保できず、調査の信頼も損なわれかねないことにも繋がります。そのためにも、ガイドライン等の内容を周知徹底することにより、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図ることが重要です。
  - また、構成団体傘下の事業者等ではない総務省フォローアップ調査の対象事業者に対しても広く同調査を周知し、回答率の向上を図ることで、幅広く番組製作会社の実態が把握できるとともに、より実態に即した調査となることが期待されます。

## (1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み <続き>

### (研修会の開催)

- 上記の事項を達成することを目的に、東京、大阪での研修会開催を準備する。
- 30年度に研修会を地方で開催するため所要の準備を行う。
  - 業界全体への普及促進策の浸透に向けて、協議会として研修会の開催について準備を進めてまいります。平成30年度以降は地方での開催も予定しています。

### (ガイドライン等の普及、啓発)

- 啓発用グッズの作成を検討する。
- 構成団体の各ホームページからダウンロード可能なパンフレットの作成を検討する。
  - 上記の活動を浸透させていくためには、こうした協議会の取組みについて取引現場の実務担当者の方々に関心を持っていただくことが重要です。ガイドライン等と協議会の認知を上げていくためのツール開発も、協議会の重要な活動と考えています。

## (2) 研修教材等の開発・提供、説明会の実施

(「協議会マニュアル」の作成)

- 構成団体が作成している既存のマニュアルをもとに、本協議会としての簡便で親しみやすい内容のマニュアルを作成し、研修会・説明会等の教材として活用する。
  - 上記のとおり、協議会では、構成団体傘下の事業者等の全体にガイドライン等を普及させるための啓発活動を推進し、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化を図ることを重要な取組みと位置付けています。そのためには、協議会として簡便で親しみやすい内容のマニュアルを作成し、研修会や説明会の教材として活用していく予定です。

## (3) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整

- 構成団体、総務省、公正取引委員会、中小企業庁が主催する研修会等のスケジュールを把握し、整理したうえで、本協議会の研修会を適切な時期に開催するとともに、構成団体傘下の関係者に対して、各研修会の年間を通じての開催情報を提供し、参加機会の向上に資する。(上記(1)および(2)参照)。
  - 下請法や独占禁止法等に関する研修会や説明会は、協議会の構成団体をはじめ、関係省庁なども含めて、さまざまな機関で実施されています。外部機関が実施している研修会等では、内容が必ずしも情報成果物作成委託や番組製作に関わる役務提供委託に特化されたものではないものが多いことや、開催時期や開催場所がワンストップで情報収集できないことなどから、日常の業務が多忙なスタッフにとっては、事前の日程調整が難しいなどの面がありました。協議会では各機関の研修会等の開催スケジュールを情報提供し、より希望者が参加しやすい環境を整備してまいります。

## (4) ベストプラクティスの収集・共有

- 総務省フォローアップ調査の結果にみられる下請法の取引の現状に対する放送事業者側と番組製作者側の意識と回答数値の差の所以を探り、相互理解を深化させ、適正取引の一層の推進を図る。
- 「協議会マニュアル」にベストプラクティスを収集する。
  - 総務省のフォローアップ調査の結果は、放送事業者、番組製作会社の双方にとって、それぞれの業界内でのガイドライン等の認知度や法令等の遵守、履行の状況が的確に把握できる有用な情報ですが、それも、実態に即した回答がなされてこそのことといえます。そのためにも、ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図ることが重要です。また併せて、総務省フォローアップ調査の結果にみられる下請法の取引の現状に対する放送事業者側と番組製作者側の意識と回答数値の差の所以を探り、協議会においても忌憚のない意思疎通が行われることで、いっそうの相互理解の深化と適正取引の推進が期待されます。

## (5) 推進計画のフォローアップ

- 推進計画の実施後、適宜フォローアップを行う。
  - 協議会では以上の取組みについて、準備の整ったものから順次進めることとし、次年度以降、適宜フォローアップを行って参ります。

## 4. おわりに

- 以上、ご説明しましたとおり、協議会は、発注側と受注側の双方の主要団体が参加して民間主体の継続的な取組みを行おうとするものです。当事者が一堂に会し、継続的な対話・情報共有を行う場として、適正取引の推進に向けた取組みを実施してまいります。
- こうした取組みを進めることで、さらなる相互理解を深め、放送コンテンツの二次利用の推進、放送業界全体の発展に努めてまいります。